

## 乳 児 院 の 課 題

社会福祉法人全国社会福祉協議会  
全 国 乳 児 福 祉 協 議 会

### 1. 乳児院の役割・使命

- 社会的養護を必要とする乳幼児の生命を守る。すなわち、言葉で意思表示ができず、ひとりでは生活できない乳幼児の生活を保障する。
- 社会的養護を必要とする乳幼児の緊急時にも対応し一時保護機能を担う。
- 虐待・病虚弱児・障害児等への医療・療育と連携した専門的養育機能を持つ。
- 早期家庭復帰を視野に入れた保護者支援とアフターケアを行う。
- 里親をはじめとする地域の重要な社会資源としての役割を担う。

### 2. 乳児院の短期的課題

#### 1) 児童福祉施設最低基準の当面の見直し

- 直接処遇職員の明記
  - “看護師”の配置基準を厳守した形で新たに保育士、児童指導員の配置を明記する。

(現状)

|       |    |   |     |
|-------|----|---|-----|
| 2歳未満児 | 1. | 7 | : 1 |
| 2歳児   | 2  |   | : 1 |
| 3歳以上児 | 4  |   | : 1 |



|       |    |   |     |
|-------|----|---|-----|
| 2歳未満児 | 1. | 0 | : 1 |
| 2歳以上児 | 2. | 0 | : 1 |

- 乳児院定員20人以下の加算（保育士）
- 緊急課題
  - ① 0歳児の職員配置の見直し
  - ② 3歳以上児4：1の見直し  
3歳になったからといって、現場で2：1から4：1配置には変更できないし、3歳以上児で乳児院に在籍する理由には障害等の発達の課題がある。
  - ③ **夜勤体制の強化のための職員の増員**  
「SIDS対応のための15分指針」「夜間の緊急時および保護者対応」「災害時対応」への対応が必要。
  - ④ 里親支援職員の配置
- 加算職員の明記
  - 配置実績の高い“家庭支援専門相談員”の配置

➤ 緊急課題

① 個別対応職員を全施設に配置する。

乳児院のみ配置要件がついている。もともと小規模な乳児院への配置要件は現状にあっておらず、推進を拒んでいる。児童養護施設同様の配置とする。

② 心理担当職員の同じく。

配置要件「心理療法が必要な児10名」は定員50名なら20%、定員20名だと入所児の50%とが対象となる。検討されるべきで設置要件が必要であれば「定員の〇〇%」とすべきである。

○ 施設設備基準の見直し

➤ 乳児院の寝室、養育専用室面積の拡大

2) 里親支援機関としての乳児院の役割・位置づけを明確にする

○ 里親支援職員の新設。

- 現在の乳児院には保護者のいる子どもがほとんどである。しかし、その保護者の多くが課題を抱えている。里親委託推進に当たっては、実親への支援および関係調整は必要不可欠である。

3) 養育のあり方 - 小規模化の方向性について -

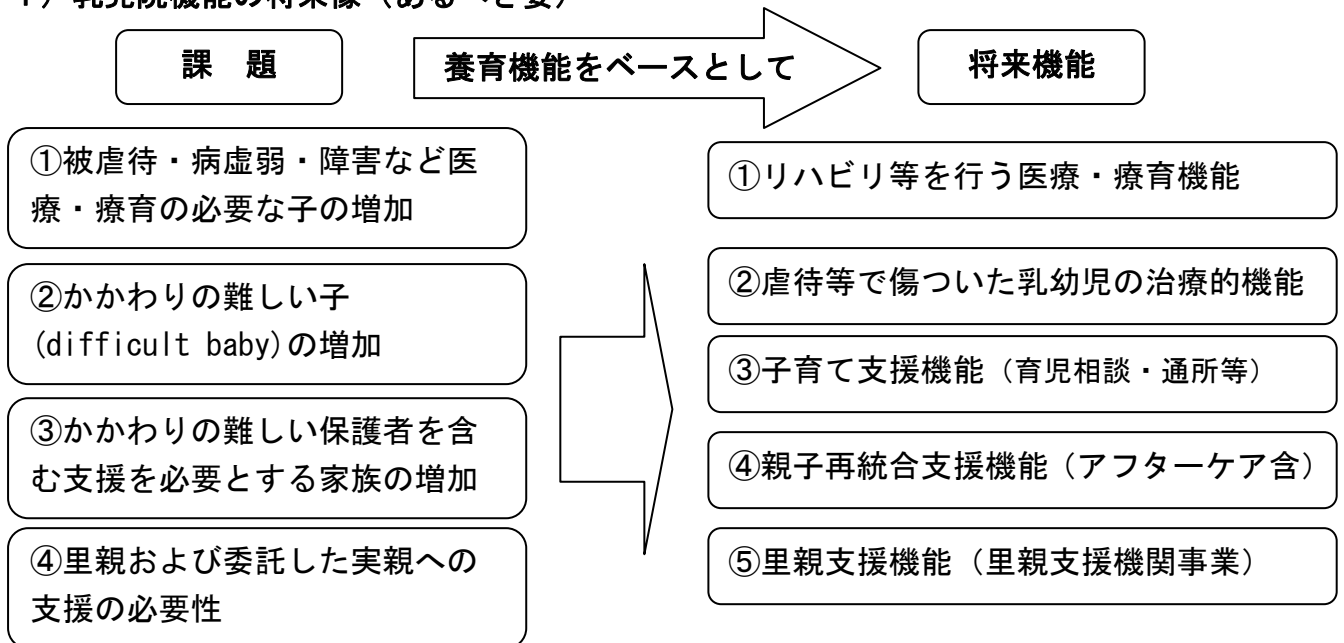
- 乳児院はそもそも小規模である。乳児院の小規模化は養育単位を小さくすること(ユニット化)であり、小規模化は必要である。
- 乳児院の養育において、生活・養育単位を小規模化し、落ち着いた雰囲気安定した生活リズムによって、養育担当者との深い継続的な愛着関係が築かれていく。乳児期初期から非言語的コミュニケーションを保障し、情緒・社会性や言語のみならず、全面的な発達を支援することができる生活環境を整える必要がある。
- 小規模グループケアは日中を中心としても子どもの成長発達に生かすことができる。
- 夜勤が必要な乳児院では、養育・ケア量の日中勤務に職員が集中するので夜間が手薄い。夜間一人の職員がみている子ども数は平均11.2人(最小4.5/最大18.5)
- 日中は主に4~8人(最大15人)規模の養育単位がとられ(①0歳児を含む縦割り ②0歳児と1歳以上児を分けた縦割り ③年齢別横割り)、0歳児が手厚くなるよう工夫されている。
- 医療・療育型など機能に応じ養育単位を変化させて個々に応じた養育が行える。

4) 養育の質の確保のための職員雇用確保のための方策

- 措置制度の維持による職員の安定的雇用の確保
- 定員払いの維持と暫定定員の緩和

### 3. 乳児院の中・長期的課題

#### 1) 乳児院機能の将来像（あるべき姿）



#### 2) 乳児院機能（養育）の質が保障できる職員配置基準

##### ○ 看護師・保育士・児童指導員

（労働基準法が順守できる、ワークライフバランスが可能な職員配置）

- 2歳未満児     1. 0 : 1（※別紙参考資料参照）
- 2歳以上児     2. 0 : 1

##### ○ 専門職種

| 従来                | 新規           |
|-------------------|--------------|
| 家庭支援専門相談員(10人に1人) | 基幹的職員        |
| 小規模グループケア職員       | 里親支援担当職員     |
| 心理療法担当職員          | 個別・緊急対応職員    |
| 小児科医（嘱託）          | ST/OT/PT（嘱託） |
| 栄養士／調理師           | 小児精神科医（嘱託）   |
| 事務員               |              |

#### 3) 乳児院機能（養育）の質の向上のための人材育成

- 職員研修システムの構築と研修の実施（全乳協で検討中）
- 専門職としての人材確保のための給与保障（主任制度、基幹的職員）

乳児院最低基準改正案

第21条(職員)

2 看護師の数は、おおむね乳児の数を 1.7 で除して得た数（その数が7人未満であるときは7人）以上とする。

↓

1.0

直接処遇職員の配置基準については、昭和48年に実施された厚生科学研究の報告書(浅野秀二委員長)によれば、保育所における0歳児保育並びに3歳未満児保育における職員配置数を参考として、24時間体制の乳児院においては、当時の結論として「保育者(看護師及び保母をいう)の数は、おおむね乳児1.5人につき1人以上とする」とされている。しかしながら、その後約20年を経た今日においては、乳児人につき1人以上の直接処遇職員の配置が必要とされている。以下にその根拠を述べる。

基本的に昭和48年厚生科学研究と同様の算出方式によって直接処遇職員数を割り出しているが、当時と異なる配慮点としては、以下のとおりである。

- ① 昭和48年の場合は、年齢区分を0歳児のみとして単純計算していたが、今回は年齢区分を乳児院の実態に即して厳格に0歳児(62%)と1歳以上児(38%)に区分して算出した。注)1
- ② 昭和48年の場合は、勤務時間の区分を、日勤帯を13時間、夜勤帯を11時間に区分していたが、今回は保育所の開所時間に合わせて日勤帯を11時間、夜勤帯を13時間に区分した。
- ③ 開所日数は、保育所299日に対して乳児院は365日を必要としており、この開所日数の差について修正計算を行った(この修正を行わないと労働基準法に違反する過重労働となるため)。
- ④ 週休については、昭和48年においては90日としているが、今回は118日とした。
- ⑤ 昭和48年においては、施設規模(定員)50人をモデルとして算出したが、今回は平均的な30人規模の施設をモデルとした。
- ⑥ 昭和48年においては、夜勤帯における職員配置基準を20:1としているが、現在の夜勤業務状況を考慮し7.2:1に修正した。注)2

注)1 平成21年度全国乳児院入所状況実態調査「8. 入所時の子どもの月齢」

注)2 ①SIDS予防のための15分指針 ②夜間の対応(添い寝や抱っこ・検温等)

③保護者・緊急時対応が可能な職員数(財こども未来財団・平成21年度児童関連サービス調査研究等事業報告書「乳児院の養育体制・機能に関する調査研究(主任研究者 今田義夫)」)

1) 30人規模における日勤帯(7AM~6PMの11時間)に必要とする職員数

●0歳児の場合は、保育所では乳児3人に1人の保育者配置

$$\begin{array}{ccccccc} 30/3 \text{人} & \times & 11/8 \text{時間} & \times & 62\% & = & 8.5 \text{人} \\ \text{(定員)} & & \text{(勤務時間)} & & \text{(0歳児の充足率)} & & \text{(必要な保育者数)} \end{array}$$

●1歳以上児では、幼児6人に1人の保育者配置

$$\begin{array}{ccccccc} 30/6 \text{人} & \times & 11/8 \text{時間} & \times & 38\% & = & 2.6 \text{人} \\ \text{(定員)} & & \text{(勤務時間)} & & \text{(1歳以上児の充足率)} & & \text{(必要な保育者数)} \end{array}$$

●乳児院において日勤帯に必要とする保育者数は、11.1人

$$(8.5 \text{人} + 2.6 \text{人} = 11.1 \text{人})$$

2) 開所日数に関する修正を行うと、乳児院において日勤帯に必要とする保育者数は、13.6人

$$(11.1 \text{人} \times 365 / 299 \text{日}) = 13.60 = 13.6 \text{人}$$

3) 夜勤帯に必要とする保育者数は、6.8人

●夜勤(6PM~7AMの13時間)に7.2:1の保育者を配置

$$\begin{array}{ccccccc} 30/7.2 \text{人} & \times & 13/8 \text{時間} & = & 6.8 \text{人} \\ \text{(定員)} & & \text{(勤務時間)} & & \text{(必要な保育者数)} \end{array}$$

4) 30人規模の乳児院で必要とする1日(24時間)の保育者数は、20.4人

$$(13.6 + 6.8 = 20.4 \text{人})$$

5) 年間に必要とする保育者数は、7,446人

$$(20.4 \times 365 \text{日} = 7,446 \text{人})$$

6) 労働可能日数を修正した一日あたりに必要とする保育者数は、30.1人

年間の休日休暇(週休等)118日を引いた労働可能日数は247日

$$(7,446 \text{人} \div 247 \text{日} = 30.1 \text{人})$$

7) 乳児院における保育者1人当たりの乳幼児数は、1.0人

$$(30 \text{人} \div 30.1 \text{人} = 1.0 \text{人})$$

8) 保育所通所児の場合は、残る時間は保護者による家庭養育が保障されているが、乳児院の場合においては、家庭的養育への配慮(24時間の養育、通院・入院・療育等、入浴等)に対する加算が必要とされる。したがって、ここで算出された1.0人に対して1人以上の保育者の配置が望まれる。